

2026 年 9 月 14 日
日本郵便株式会社

本人限定受取郵便のサービスの見直し

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、2027 年 4 月 1 日（木）から、郵便物に記載された名あて人に限り郵便物をお渡しする本人限定受取郵便のサービスを、次のとおり見直します。

1 特定事項伝達型の見直し

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）の改正に伴い、次のとおり本人確認書類などを変更します。

ア 本人確認書類の変更

郵便物をお渡しする際にご提示いただく本人確認書類を IC チップが組み込まれた写真付きのもの（運転免許証、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」といいます。）、在留カード、特別永住者証明書）の 4 種類に限定します。

変更前の本人確認書類	変更後の本人確認書類
写真付きの本人確認書類のうち 1 点 （例） ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ パスポート（所持人記入欄が設けられており、かつ、住所が記載されているものに限りです。） など	写真付き・ <u>IC チップ付きの本人確認書類（4 種類）</u> のうち 1 点 ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 <u>※パスポートなど、上記以外の本人確認書類は、対象外となります。</u>

イ 本人確認方法の変更

上記アの本人確認書類の IC チップに記録された情報を確認した上で本人確認を行います。

- ※ 運転免許証の IC チップに記録された情報を読み取る際は、4 桁の暗証番号 2 組の入力が必要となります。

変更前の本人確認方法	変更後の本人確認方法
郵便物をお渡しする際、ご提示いただく本人確認書類により名あて人本人であるかどうかを確認します。	郵便物をお渡しする際、ご提示いただく本人確認書類の <u>IC チップに記録された情報が本人確認書類と一致することを確認した上で、</u> 名あて人本人であるかどうかを確認します。

- ※ 特定事項伝達型は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）などの関係法令に対応するサービスです。

- (2) お客様の利便性向上を図るため、スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードによる本人確認方法を可能とします。

変更前の本人確認方法	変更後の本人確認方法
(未対応)	<u>郵便物をお渡しする際、お客様のスマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの情報の送信を受け、その情報により、名あて人本人であるかどうかを確認します。</u>

※ お客様のスマートフォンにアプリをインストールするなど、事前に設定をしていただく必要があります。

2 基本型の見直し

(1) 本人確認書類の変更

郵便物をお渡しする際にご提示いただく本人確認書類を上記 1 の特定事項伝達型と同様に IC チップが組み込まれた写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書）の 4 種類に限定します。

変更前の本人確認書類	変更後の本人確認書類
写真付きの本人確認書類：1 点 (例) ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・パスポート など	写真付き・ <u>IC チップ付き</u> の本人確認書類(4 種類)のうち 1 点 ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書 <u>※パスポートなど、上記以外の本人確認書類は、対象外となります。</u>
写真の付いていない本人確認書類または写真付き職員証・学生証など：2 点	<u>※本人確認書類を 2 点ご提示いただく取り扱いは、終了となります。</u>

※ 基本型は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）などの関係法令に対応するサービスです。

※ 基本型では、スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードによる本人確認を行いません。

(2) 取り扱い方法の変更

現在、郵便窓口でのお渡しを原則としていますが、お客様の利便性向上を図るため、今後、ご希望に応じて、お客様の住所/居所への配達を行います。

変更前の取り扱い	変更後の取り扱い
・郵便窓口でのお渡し	・郵便窓口でのお渡し ・ <u>お客様の住所/居所への配達</u>

3 特例型の廃止

特例型は、2027年3月31日（水）をもってサービスの提供を終了します。

現在、特例型をご利用されているお客様におかれましては、上記2の基本型をご利用ください。

4 実施日

2027年4月1日（木）

※ 実施日前に差し出された本人限定受取郵便物であって、その受け取りが2027年4月1日（木）以降になる場合は、変更後の規定を適用します。

例1：基本型および特定事項伝達型の本人確認書類は、4種類の中から1点をご提示いただきます。

また、特定事項伝達型については、本人限定受取郵便物をお渡しする際、ご提示いただく本人確認書類のICチップに記録された情報を確認した上で本人確認を行います。

例2：実施日前に特例型として差し出されたものは、変更後の基本型として取り扱います。

【参考】

本人限定受取郵便の詳細については、こちらをご参照ください。

<https://www.post.japanpost.jp/service/send/domestic/mail/restricted-delivery/>

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00～21:00

ガイダンスが流れますので、「*」のあとに「1」を選択してください。

おかけ間違いのないようにご注意ください。